

建築関係法令等

法令等	内容	問い合わせ先
建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) 札幌市建築基準法施行条例 (昭和 35 年 3 月 31 日条例第 23 号) 札幌市建築基準法施行細則 (昭和 35 年 7 月 6 日規則第 33 号)	建築基準法に適合するよう施設の設置等を行うことが必要。	札幌市都市局建築指導部 建築確認課 ☎011-211-2846
札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 (平成 12 年 3 月 31 日条例第 32 号)	高さが 10 メートルを超える建築物が対象。確認申請の 30 日前までに、建築計画の概要を記載した標識を設置し近隣住民に建築計画の概要等の説明などが必要。	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課建築調整担当 ☎011-211-2867
消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号) 札幌市火災予防条例 (昭和 48 年 6 月 29 日条例第 34 号)	消防法に適合するよう施設の設置等を行うことが必要。	札幌市消防局 予防部指導課 ☎011-215-2050
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号) 札幌市福祉のまちづくり条例 (平成 10 年 12 月 15 日条例第 47 号)	条例の対象となる施設は、建築確認申請書を提出する 14 日前までに事前協議が必要。	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課特定審査担当 ☎011-211-2867

法令等	内容	問い合わせ先
<p>駐車場法 (昭和 32 年 5 月 16 日法律第 106 号)</p> <p>札幌市駐車場条例 (昭和 41 年 2 月 17 日条例第 2 号)</p> <p>札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 (昭和 40 年 7 月 11 日条例第 20 号)</p> <p>札幌市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱</p>	<p>条例・要綱の対象となる建築物は、建築確認申請書に届出書等を添えて提出することが必要。</p>	<p>札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 ☎011-211-2867</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)</p> <p>札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例 (平成 4 年 12 月 14 日条例第 67 号)</p> <p>札幌市事業系廃棄物保管場所設置指導要綱</p>	<p>一定規模以上の建築物に係わる廃棄物の保管場所について、あらかじめ市長に届出が必要。</p>	<p>札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課 ☎011-211-2927</p>
<p>札幌市緑の保全と創出に関する条例 (平成 13 年 3 月 6 日条例第 6 号)</p>	<p>敷地面積の一定割合以上を緑化することが必要。 建築確認申請書に許可書を添えて提出することが必要。</p>	<p>札幌市環境局みどりの推進部 みどりの推進課 ☎011-211-2522</p>
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号)</p>	<p>特定建築物の新築に際し届出義務あり。</p>	<p>札幌市都市局建築指導部 建築確認課設備確認担当 ☎011-211-2846</p>
<p>屋外広告物法 (昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号)</p> <p>札幌市屋外広告物条例 (平成 10 年 10 月 6 日条例第 43 号)</p>	<p>市長の許可が必要。</p>	<p>厚別区土木部維持管理課 ☎011-897-3800</p>

法令等	内容	問い合わせ先
札幌市都市景観条例 (平成 19 年 12 月 13 日条例第 54 号)	一定の規模・高さを超える建築物、擁壁等の新築物は、あらかじめその内容について市長への届出が必要。	札幌市市民まちづくり局 都市計画部地域計画課 ☎011-211-2545
電波法 (昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号)	一定を超える建築物・構築物は、事前協議等が必要となる場合がある。	北海道総合通信局 無線通信部施設課 ☎011-709-2311
札幌市地盤沈下を防止するための地下水節水指導要綱	地下水を利用する建築物に適用。	札幌市環境局環境都市推進部 環境対策課 ☎011-211-2882
札幌市水道事業給水条例 (昭和 34 年 3 月 23 日条例第 13 号)	建築物等に水道水の供給を受けようとする場合に適用。	札幌市水道局給水部 給水課 ☎011-211-7055

この他、建築物の用途や設備などにより他の法令や要綱、指導指針の対象となる場合がある。